

岩美町土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、岩美町補助金等交付規則（平成11年3月24日規則第5号。以下「規則」という。）、鳥取県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第8条に基づき鳥取県が指定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内にかかる敷地において、住宅（一戸建て住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積（建替え後）が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）及び避難所（公共施設を除く集会所等。）の建替え等（建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条に基づく建築基準法施行令第80条の3の居室を有する建築物の構造方法の規定を満たす住宅及び避難所の建築に限る。）を行うに当たり必要となる建築構造の強化経費の一部を助成することにより、特別警戒区域内に居住する者の定住を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成のため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表第4欄に掲げる算定方法に基づいて算出した金額とし、2,000千円を上限額とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業を開始する30日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(申請事項の変更)

第6条 規則第10条第1項の規定により町長の承認を受けようとする場合は、様式第4号による申請書を提出して行うものとする。

2 規則第10条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、別表第5欄に掲げる変更以外の変更とする。

(実績報告)

第7条 規則第17条の規定による実績報告書は、様式第5号によるものとし、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに町長に提出するものとする。

(帳簿の整備等)

第8条 補助事業者は、補助事業のかかる収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を補助事業終了年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(財産の処分の制度)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分しようとする場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数が経過している場合はこの限りでない。

(書類の提出部数)

第10条 規則及びこの要綱に基づいて町長に提出する書類の部数は1部とする。

附 則

この要綱は、平成26年5月29日から施行する。

別表(第3条、第6条関係)

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助金額	5
<p>特別警戒区域内における住宅及び避難所の建替え等 (補助事業者以外のものが居住する長屋及び共同住宅に係るものを除くこととし、特別警戒区域にかかる建築物に居住していない補助事業者が行うものにあつては、特別警戒区域指定以前から所有し、又は借地する敷地においてやむを得ず行うものに限ることとする。)</p>	<p>特別警戒区域内における住宅及び避難所の建替え等を行う者</p>	<p>建築基準法施行令第80条の3に規定する構造方法を用いて、特別警戒区域内における住宅及び避難所の外壁、擁壁等を強化するために必要な経費</p>	<p>3の補助対象経費に係る強化した壁の延長に、次の基準単価を乗じて算出する額。(上限額2,000千円) (1)外壁を強化した場合 59,000(円/m) (2)外壁の外側に防護壁を設置した場合 95,000(円/m)</p>	<p>(1)補助金の増減を伴う変更 (2)事業の実施場所の変更 (3)その他事業内容に重大な影響を及ぼす変更</p>

様式第1号（第3条、第6条、第7条関係）

平成 年度岩美町土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業（変更）計画（報告）書

1 事業の目的

土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内の住宅の建築構造の強化を行う。

2 特別警戒区域内住宅建替等事業費内訳

（単位：千円）

特別警戒区域名	世帯主名	建替等工期	構造方法	基準単価 （円/m）	施工延長 （m）	町補助金額	備考
計							

1) 構造方法は、「外壁強化」又は「防護壁設置」のいずれかを記入すること。基準単価は外壁を強化した場合は 59,000 円/m、防護壁を設置した場合 95,000 円/mとする。

2) 施工延長の単位はメートルとし、小数第1位までを補助金額の算定に用い、小数第2位以下は切り捨てるものとする。施工延長は、構造物の中心の延長とする。

3) 町補助金額は、基準単価に施工延長を乗じて得た額を記入すること。（千円未満の端数は切り捨てるものとし、2,000 千円を限度額とする。）

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」いずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名および連絡先）を記載すること。

4 添付資料

(1) 建替え等を行う住宅の位置図

(2) 建替え等を行う住宅の配置図（建物敷地図に特別警戒区域を記載のこと。）

(3) 建築基準法施行令第80条の3に規定する構造方法を用いたことが確認できる資料

(4) 写真（申請時は現況、報告時は施工前又は施工中及び施工後のわかるものを添付）

(5) 建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合）

5 その他

※補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

様式第2号（第3条、第6条、第7条関係）

平成 年度岩美町土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業（変更）収支予算（決算）書

（1）収 入 （単位：円）

区 分	予算額（決算額）	備 考
町補助金		
自己資金		
計		

（2）支 出 （単位：円）

区 分	予算額（決算額）	財 源 内 訳		備 考
		町補助金	自己資金	

※区分欄には、「外壁強化」又は「防護壁設置」を記載すること。

（注）変更の場合は、予算額欄の上段括弧書きで変更前の額、下段に変更後の額を記載すること。

第 年 月 日

様

岩美町長

印

平成 年度岩美町土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった平成年度岩美町土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業補助金（以下「本補助金」という。）については、岩美町補助金等交付規則（平成11年規則第5号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 本補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 本補助金の補助対象経費及び補助金額は次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金額については別に通知するところによる。

補助対象経費	金	円
補助金額	金	円
- 3 本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び岩美町土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

岩美町長 様

（申請者）住所

氏名

印

平成 年度岩美町土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業変更（中止、廃止）承認申請書

平成 年 月 日付第 号による交付決定に係る平成 年度岩美町土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業について、下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、岩美町補助金等交付規則第10条の規定により申請します。

記

補助金等の名称	平成 年度岩美町土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業補助金
交付決定額	円
変更（中止、廃止）後の額	円
差引	円
変更（中止、廃止）の理由	
添付書類	1 変更（中止、廃止）後の事業計画書 2 変更（中止、廃止）後の収支予算書

※添付書類については、様式第1号、様式第2号により作成すること。

岩美町長 様

住所

氏名

印

平成 年度岩美町土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業実績報告書

平成 年 月 日付第 号による交付決定に係る岩美町土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業の実績について、岩美町補助金等交付規則第17条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	平成 年度岩美町土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業補助金	
交付決定額	算定基準額	交付決定額
	円	円
実績	円	円
差引	円	円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書	

※添付書類については、様式第1号、様式第2号により作成すること。